

## 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制

### 第二次市中協議文書 <要旨> (仮訳)

#### 要旨

この市中協議文書(以下、「本文書」という。)は、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)と証券監督者国際機構(IOSCO)により合意された、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最低基準を定める、最終案に近い政策枠組みを示すものである<sup>1</sup>。この最終案に近い枠組みは、BIS支払・決済システム委員会(CPSS)やBISグローバル金融システム委員会(CGFS)との協議、及びこれら委員会の積極的な参加を通じて策定されたものである。

本文書は、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する第二次の市中協議文書である。本文書は、2012年7月に公表された第一次の市中協議文書に寄せられたコメントの慎重な検討及び定量的影響度調査(QIS)(付録Cに要約を掲載)の結果を踏まえ、最終案に近い政策的枠組みを示したものである<sup>2</sup>。本文書は、最終案に近い証拠金規制の枠組み<sup>3</sup>のうち、特定の論点に関する4つの質問についてコメントを求めている。この市中協議は、未解決のままの論点のみに焦点を当てており、BCBSとIOSCOによって広範な合意が見られた、証拠金の枠組みに関する他の論点について焦点を当てていない。

#### 背景

2007年に始まった経済・金融危機は、銀行やその他の市場参加者の金融・経済ショックへの耐性が極めて脆弱であることを示した。特に店頭デリバティブ取引に関し今次金融危機によって明らかとなったことは、これらの取引を通じた不透明かつ過度

---

<sup>1</sup> 中央清算されないデリバティブ取引とは、中央清算機関を通じて清算されないデリバティブ取引を指す。

<sup>2</sup> [www.bis.org/publ/bcbs226.pdf](http://www.bis.org/publ/bcbs226.pdf) または [www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD387.pdf](http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD387.pdf) から入手可能。

<sup>3</sup> 脚注16も参照されたい。

なりリスクテイクを制限し、そのシステミック・リスクを低減するために、店頭デリバティブ取引やその参加者に関する透明性の向上や規制強化が必要だということである。

そこで G20 は、2009 年に、店頭デリバティブ取引に伴うシステミック・リスクを低減するための改革プログラムを開始した。2009 年に当初合意された通り、G20 の改革プログラムは、以下の 4 つの要素を包含している。

- ・ 標準化されたすべての店頭デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引されるべき。
- ・ 標準化されたすべての店頭デリバティブ取引は、中央清算機関（CCP）を通じて決済されるべき。
- ・ 店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関（trade repositories）に報告されるべき。
- ・ 中央清算機関を通じて決済されないデリバティブ契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべき<sup>4</sup>。

2011 年に、G20 は、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制を改革プログラムに加えることに合意し、BCBS と IOSCO に対し、証拠金規制に係る国際的に整合的な基準を市中協議に向けて策定することを要請した<sup>5</sup>。このため、BCBS と IOSCO は、CPSS や CGFS と協議の上、2011 年 10 月に証拠金規制に関する共同ワーキング・グループを立ち上げ、2012 年半ばまでに、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の提案を市中協議に向けて策定することとした。

2012 年 7 月、最初の提案が市中協議文書として公表され、当該提案に対するコメントは、2012 年 9 月 28 日まで受け付けられた。加えて、この 7 月提案は、証拠金規制の義務化に伴う流動性その他の定量的な影響を評価するために QIS を行うことも提示していた。

---

<sup>4</sup> G20 ピッツバーグ・サミット宣言、2009 年 9 月、  
([www.g20.utoronto.ca/2009/2009communique0925.html](http://www.g20.utoronto.ca/2009/2009communique0925.html))

<sup>5</sup> G20 カンヌ・サミット最終宣言、2011 年 11 月、  
([www.g20civil.com/documents/Cannes\\_Declaration\\_4\\_November\\_2011.pdf](http://www.g20civil.com/documents/Cannes_Declaration_4_November_2011.pdf))

市中協議期間中に非常に多くの当該提案に対するコメントが寄せられるとともに、QIS も行われた。これらにより得られた情報は、当該提案を改訂し、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終的な国際的枠組みを提示する際に考慮された。

本文書は、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終案に近い枠組みの主要な目的、要素、原則を示している。

### 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の目的

中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制には、主に以下の2つの効用がある。

- ・ システミック・リスクの低減： 標準化されたデリバティブ取引のみが中央清算に適している。デリバティブ取引の多くは標準化されておらず、中央清算されないものである<sup>6</sup>。これら中央清算されないデリバティブ取引の規模は想定元本でみて数百兆ドルに及び<sup>7</sup>、今次危機で顕在化したものと同様の、システミックな伝播・波及リスクを有している。中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制により、デリバティブ取引の相手方が債務不履行となった際の損失を相殺可能な担保資産を確保し、こうした伝播や波及の効果を低減することが期待される。また、証拠金規制には、より広くマクロ・プルーデンス面でも効用があり、不安定化をもたらし得るプロシクリカルな変動に対する金融システムの脆弱性を低減するとともに、金融システム内の無担保エクスポージャーの積み上がりを抑制できる。
- ・ 中央清算の促進： 多くの法域において、今後、ほとんどの標準化されたデリバティブ取引は中央清算が義務付けられることになる。しかしながら、証拠金を CCP に差し入れる必要が生ずることなどから、清算にはコストがかかる。中央清算さ

---

<sup>6</sup> IMF による「国際金融安定性報告書」（2010年4月）の第3章では、金利スワップ取引の4分の1、クレジット・デフォルト・スワップ取引の3分の1、その他店頭デリバティブ取引の3分の2が十分に標準化されない、又は十分に流動性が高くないことから、中央清算されないものと推測している。

<sup>7</sup> 最近行なわれた BIS の調査（デリバティブ取引に関する定例市場報告）によると、2012年6月時点における店頭デリバティブ取引の残高は、想定元本でみて総額 639 兆米ドルに上る。

れないデリバティブ取引に係る証拠金規制は、そのようなデリバティブ取引に伴う高いリスクを反映することによって中央清算を促進し、G20の2009年当初の改革プログラムをより効果的なものにする。これは、システムミック・リスクの低減にも寄与し得る。

仮に証拠金規制が国際的に整合的でなければ、その実効性は損なわれ得る。証拠金規制の緩い法域への取引シフトにより、以下の2つの懸念が生じる。

- ・ 証拠金規制の実効性が損なわれる（規制の裁定）。
- ・ 証拠金規制の緩い法域で活動する金融機関が、競争上優位となる（不平等な競争条件）。

### 証拠金と資本

資本と証拠金はともに重要なリスク低減機能を有するが、両者はいくつかの点で大きな違いがある。第一に、証拠金は、デフォルター・ペイ（defaulter-pay）である。取引の相手方が債務不履行となった際、証拠金は債務不履行者が提供した担保を使って損失を吸収し、債務不履行を受けた取引参加者（surviving party）を保護する。一方、資本は金融システムに対する損失の吸収力を高めるが、サバイバー・ペイ（survivor-pay）であるため、損失補てんのために資本を使うことで、債務不履行を受けた取引参加者（surviving party）自身の金融資源を消費することになる。第二に、証拠金については、各ポートフォリオに対してそれぞれの潜在的な損失を吸収するための証拠金が設定されており、また、各ポートフォリオのリスク変動に応じて対応する証拠金の調整が行われるようになっており、より“的を絞った（targeted）”ダイナミックなものである。一方、資本はその主体のすべての活動に対して一括で管理されているため、ストレス時にはより枯渇しやすく、変化するリスク・エクスポージャーに対して直ちに調整を行うことも難しい。各エクスポージャーに対する自己資本規制は、取引の相手方の債務不履行による損失を十分にカバーするようなものではなく、むしろそうした債務不履行が生じた際の確率的に加重された損失をカバーするように設計されている。そのため、証拠金は、効果的に使用されれば、取引の相手方の信用リスクに対する高度なプロテクションを提供するものであると考えられる。効果的にリスク低減機能を果たすためには、証拠金は、①必要な時に使用でき、②金融ストレス時にも予測可能な価格で直ちに流動化できるものでなければならない。

## 証拠金規制が流動性に与える影響

証拠金規制の潜在的な効用については、こうした規制を満たすためにデリバティブ取引の相手方が高流動性・高品質の担保の提供を求めることから生じる流動性への影響（担保需要の全体的な高まりから生じる市場機能の潜在的な変化を含む）と比較衡量すべきである。金融機関は、現行の実務で求められる水準以上の証拠金を積むために、追加的な流動性を確保し、戦略的に利用する必要があるだろう。また、証拠金規制の流動性への影響は、そのみを単独で検討することはできない。むしろ、同時並行的に進んでいるその他の流動性への影響が大きいと考えられる規制に関する取組み——例えば、BCBSによる流動性カバレッジ比率（LCR）や安定調達比率（NSFR）、標準化されたデリバティブ取引の中央清算に係る国際的な義務付けなど——も念頭に置くことが重要である。

7月に公表された当初提案で議論されている通り、BCBSとIOSCOは、QISを実施し、証拠金規制の影響を評価した。特に、QISでは、中央清算されないデリバティブ取引について必要となる証拠金の額や、規制を満たすうえで利用可能な担保の額を評価した。

このQISの結果及び当初提案について受付けたコメントは、本文書に記載されている証拠金の枠組みを構築するにあたり、慎重に考慮された。特に、証拠金の枠組みを構築するにあたっては、当初証拠金規制による全般的な流動性への負荷及び当該当初証拠金規制を満たす適格担保の利用可能性を慎重に評価した。当初証拠金に係る許容された閾値の利用（Element 2で詳細に記載）、広範な担保に対する適格性（Element 4で詳細に記載）、及び規制の段階的实施をもたらすトリガー（Element 8で詳細に記載）は、証拠金規制に伴う流動性需要の問題に直接対処するための主要な原則として証拠金規制に係る枠組みに導入された。QIS結果の要約は、付録Cに記載されている。

## 主要な原則と規制案

パートBでより詳細に記述されている通り、本文書は、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関するBCBSとIOSCOの最終案に近い政策を提示するものであり、8つの重要な要素を扱う主要な原則を示している。

1. 中央清算機関によって清算されないすべてのデリバティブ取引について、証拠金

に関する適切な実務対応が取られるべきである。

2. 中央清算されないデリバティブ取引を行うすべての金融機関とシステム上重要な非金融機関（以下「対象主体」）は、当該デリバティブ取引に係るカウンターパーティ・リスクに応じて適切な当初証拠金及び変動証拠金を授受しなければならない。
3. 取引相手から証拠金を徴収する際に、基準として活用されるべき当初証拠金及び変動証拠金の計算方法は、①規制が適用される主体間で整合的であるべきであり、中央清算されないデリバティブ取引のポートフォリオに関する（当初証拠金については）ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー及び（変動証拠金については）カレント・エクスポージャーを反映すべきである、②すべてのカウンターパーティ・リスクに係るエクスポージャーが高水準の信頼区分で十分にカバーされるべきである。
4. 取引相手が債務不履行となった場合に、中央清算されないデリバティブ取引に係る損失から規制案が適用される証拠金の徴収主体を十分に保護できるだけの対価が得られるよう、当初証拠金及び変動証拠金として徴収した資産が合理的な期間内に流動化可能なものであることを確保するため、それらの担保資産は、高い流動性を持ち、金融ストレス時において適切なヘアカットを考慮した後でも価値が維持されるものでなければならない。
5. 当初証拠金は、お互いに徴収する金額を相殺することなく（すなわち、グロス・ベースで）取引関係者が相互に授受を行い、次のことが確保される方法で保持されるべきである。①取引相手の債務不履行時に、証拠金の徴収主体が徴収した証拠金を即時に利用できること、②証拠金の徴収主体が破産した際に、適用される法の下で最大限可能な範囲で、当該証拠金の拠出主体が十分に保護されるような債務整理契約に、徴収された証拠金が服すること。
6. 同一グループ内の企業間取引は、各法域の法律及び規制の枠組みと整合的な方法で、適切な証拠金規制に従うべきである。
7. 規制の枠組みは、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制が法域を跨いで十分整合的かつ重複のないものとなるよう協調しなければならない。
8. 新しい枠組みに伴う移行コストが適切に管理されるよう、証拠金規制は、適切な期間に亘って段階的に実施されるべきである。証拠金規制が導入され機能した後、

規制当局は、当該基準の全般的な有効性を評価し、法域や関係する規制改革を跨いだ調和を確保するため、当該規制に係る基準の協調評価を実施すべきである。

## モニタリング及び評価

BCBS と IOSCO は、2014 年に証拠金に係るこれらの基準の適切性を共同で評価する。当該評価は、現時点から 2014 年の間に証拠金規制と並行して行われるトレーディング勘定及びカウンターパーティ信用リスクの資本賦課に関する標準的手法の見直し、レポ・証券貸借に係る潜在的な最低ヘアカット、LCR の実施といった、関連する規制改革と証拠金規制に係る基準との関係に着目したものとなる。

## 今後のステップ

BCBS と IOSCO は、本文書の質問事項について、2013 年 3 月 15 日まで市中からのコメントを募集する。コメントは下記の方法で受け付ける。

### BCBS へのコメント

- ・ 電子メール [baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org)
- ・ 郵送 Basel Committee on Banking Supervision  
Bank for International Settlements  
Centralbahnplatz 2  
CH-4002 Basel  
Switzerland

### IOSCO へのコメント

- ・ 電子メール [wgmr@iosco.org](mailto:wgmr@iosco.org)
- ・ 郵送 International Organization of Securities Commissions  
C/ Oquendo 12  
28006 Madrid  
Spain

全てのコメントは、コメント提供者が明示的に非公開を望まない限り、国際決済銀行及び証券監督者国際機構のウェブサイトに掲載される予定である。